

第9期介護保険料について

1 第9期の介護保険料について

第9期の事業運営期間（令和6年度から令和8年度まで）における第1号被保険者の介護保険料額は、当該期間の介護給付に要する費用等に基づき決定する。

なお、令和6年度からの介護報酬の改定が予定されており、保険料額についてはこれを反映した金額となっている。

(1) 保険給付等に係る総費用見込額

現時点でのサービス利用量の推計をもとに3か年の見込額を算出する。

	第8期計画値	第9期計画値
3か年の給付等見込額	107,169百万円	117,864百万円

※第9期計画値は令和6年1月12日現在

(2) 保険料額の算定要素

保険料額については、以下の点を踏まえて算出している。

- ① プラス1.59%の介護報酬改定。
- ② 調整交付金の平均交付割合を3.45%から3.56%へ変更。
- ③ 所得段階第1～第4段階については、国の定める標準料率、または本区8期料率いずれか低い料率とし、低所得者の保険料上昇の抑制を図る。
- ④ 高所得者層の多段階化とともに料率を引き上げる。

(3) 第9期介護保険料額

上記の総費用見込額と算定要素から、現時点で算出した保険料基準額は、下表のとおりである。

	第8期	第9期(基金取り崩し前)
保険料基準額	5,800円	6,800円

(4) 介護給付費準備基金の取り崩し

令和5年度末の基金残高は、約35億円と見込んでおり、保険料額の大幅な増額を抑制するために、一定額を取り崩す予定である。

第9期介護保険料及び段階設定について(現時点の考え方)

第9期(18段階)								
所得段階	対象者		保険料				被保険者 構成比 (R4末 時点)	
			第8期 料率	第9期 料率	月額			差額
					8期	9期		
第1段階	本人と世帯全員が住民税非課税	生活保護、 老齢福祉年金受給者 合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	0.3	0.285	1,740	※ 1,930	190	19.46%
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円以下の方	0.4	0.4	2,320	2,720	400	8.36%
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円を超える方	0.65	0.65	3,770	4,420	650	8.60%
第4段階	本人が住民税非課税	世帯に住住民税課税者がいる方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	0.85	0.85	4,930	5,780	850	10.16%
第5段階 (基準額)		世帯に住住民税課税者がいる方で、第4段階に該当しない方	1.00	1.00	5,800	6,800	1,000	9.79%
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額が125万円未満の方	1.15	1.15	6,670	7,820	1,150	14.05%
第7段階		合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.30	1.30	7,540	8,840	1,300	11.58%
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.65	1.60	9,570	10,880	1,310	7.34%
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.75	1.80	10,150	12,240	2,090	3.62%
第10段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	2.05	2.00	11,890	13,600	1,710	1.93%
第11段階		合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	2.10	2.20	12,180	14,960	2,780	1.12%
第12段階		合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	2.50	2.50	14,500	17,000	2,500	1.17%
第13段階		合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	2.80	2.80	16,240	19,040	2,800	0.77%
第14段階		合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の方	2.90	3.00	16,820	20,400	3,580	0.95%
		合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満の方	3.00		17,400		3,000	
第15段階	合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	3.10	3.20	17,980	21,760	3,780	0.38%	
第16段階	合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満の方		3.40		23,120	5,140	0.22%	
第17段階	合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満の方		3.50		23,800	5,820	0.12%	
第18段階	合計所得金額が3,000万円以上の方		3.60		24,480	6,500	0.38%	

※10円未満は切捨てとして計算。